

介護予防・日常生活支援総合事業について

1. 現 状 ～開始時の体制及び4月利用実績～

(1) 平成29年4月開始時点のサービス種類

伊丹市地域包括支援センター運営協議会からの答申を踏まえて、本市では、平成29年4月に総合事業へ移行するに当たっては、現行相当通所型サービス、現行相当訪問型サービス及び基準緩和訪問型サービスの3つのサービスで開始したところです。

(2) 平成29年4月のサービス利用実績

平成29年4月利用分の利用実績は、現行相当通所型サービスが1,001人、現行相当訪問型サービスが387人、基準緩和訪問型サービスが382人となりました。これらの人数は国民健康保険団体連合会から請求があった人数であり、実際の利用者数とは異なりますが、現行相当訪問型サービスと基準緩和訪問型サービスの利用者数がおおむね同数となっています。

平成27年の調査によると、要支援1・2の方が利用している介護予防訪問介護の内訳は、8割以上が身体介護ではなく生活援助である実態を鑑みると、適切な介護予防ケアマネジメントの結果、基準緩和訪問型サービスへの無理な移行は行われなかったものと考えられます。

また、同月の利用実績として、介護予防ケアマネジメント事業費の支払実績が1,117人分となった一方で、事業対象者は5月末現在で約160人となっています。

5月末現在の人数から、平成29年度に事業対象者となる見込みの人数を推計すると、最大でも1,000人程度となり、介護予防ケアマネジメント事業費の1,117人を大きく下回ることとなります。上記と同様に、基本チェックリストによる事業対象者への無理な移行は行われなかったものと考えられます。

2. 課 題 ～介護人材の確保～

(1) 基準緩和訪問型サービス

基準緩和訪問型サービスは、従来の有資格者ではなく、市が指定する研修の修了者でもサービスに従事することができます。平成28年度に市が開催した研修では合計227人が研修を修了しましたが、実際に訪問介護事業所に就職された人数は現在調査中であ

るものの、十分に足りている状況にはなく、今後、さらに生活援助ヘルパーの養成を加速化させる必要があります。

(2) 事業対象者への移行

前述のとおり、事業対象者への円滑な移行が一定図られたものと認識していますが、想定よりも少ないのが実態です。総合事業のサービスのみを利用しており、当面の間は予防給付サービスを利用する見込みのない方、すなわち要支援認定が必ずしも必要ではない方には、引き続き、基本チェックリストによる事業対象者への移行を進めることで、要介護・要支援認定審査の事務負担の軽減を図る必要があります。

3. 今後の検討課題 ～多様なサービスの充実に向けて～

.....

(1) 訪問型サービス（住民主体による支援）

平成 27 年度より、同サービスの実施意向がある地域団体と引き続き、協議を進めていますが、地域包括支援センター運営協議会からの答申を踏まえて、拙速な対応は行わず、同サービスの創設には時間をかけて慎重に検討を行います。

(2) 基準緩和通所型サービス

「介護予防・日常生活支援総合事業のあり方について」（平成 28 年 10 月）、すなわち市の総合事業に対する基本的な方針に基づき、平成 29 年 4 月には同サービスを創設しませんでした。当方針にも記載のとおり、市内の事業所の意向や他市町の動向を現在調査中であり、仮に複数の事業所が当サービスに参入する意向があることを確認できた場合には、早期に当サービスの創設を検討します。

【参考】「介護予防・日常生活支援総合事業のあり方について」より原文を抜粋

「平成 27 年報酬改定による（介護予防）通所介護事業の大幅な減額改定（20%超）の影響から、市内の多くの通所介護事業所の経営状況が芳しくないとの調査結果もあり、仮に基準緩和サービスを創設しても介護保険事業所の参入は少ないものと見込まれます。

メリット・デメリットを総合的に検討した結果、平成 29 年 4 月の総合事業移行時に同サービスは創設しないこととしました。ただし、今後、市内の事業所の意向や他市町の動向等を踏まえつつ、検討することとします。」